

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日） 幼稚園・保育園・認定こども園 利用のご案内

入園申込期間

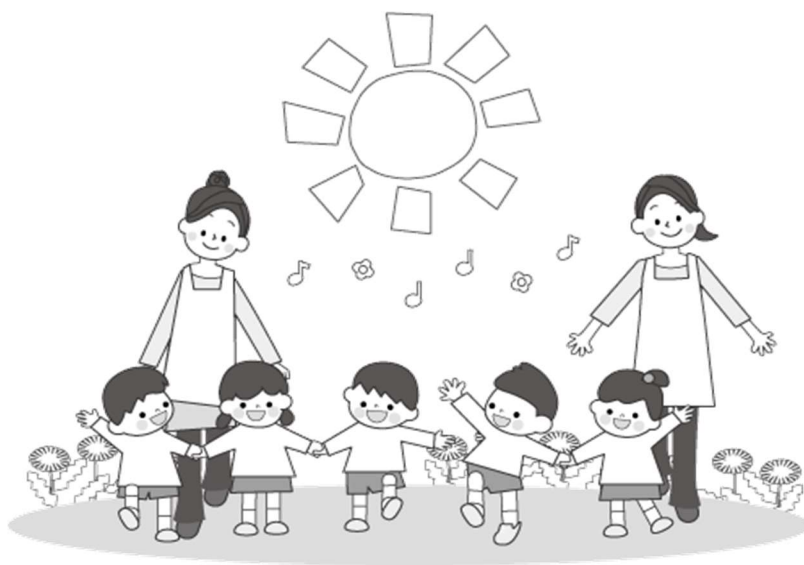
令和7年10月16日（木）～令和7年11月11日（火）

※令和8年度の途中に入園を希望する場合も必ず期間内に申込みしてください。

※必要書類がすべてそろっていないと受付できません。

入園申込提出先

子育て支援課 または 町内幼稚園、保育園、認定こども園



鏡野町子育て支援課

鏡野町竹田660番地

TEL (0868) 54-2991

FAX (0868) 54-2891

目次

1. 保育施設の種類と特徴	P2
- 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）	P2
- 保育園・認定こども園（保育園部）	P3
2. 利用できる方	P4
- 教育・保育給付認定について	P4
- 認定区分	P4
- 入園できる要件（保育を必要とする事由）	P4
- 入園承諾期間・保育必要量（利用できる時間）	P5
- 育児休業中の方について	P6
3. 入園までの流れ・入園申込について	P7
- 入園申込期間	P7
- 受付場所・問い合わせ先	P7
- 入園決定について	P7
- 入園申込に関する留意事項	P8
- 特別な支援を必要とする児童について	P8
- 転入予定の場合について	P8
- 町外の保育施設を利用したい場合について	P8
- 提出書類一覧	P9
- 入園申込後・入園後における注意事項	P11
4. 保育料と費用について	P12
- 0歳から2歳までの保育料	P12
- 3歳から5歳までの保育料・給食費	P12
- 保育料・給食費の納付	P12
- 保育料・給食費の滞納について	P12
- 延長保育料について	P12
5. 入園後の生活について	P13
- ならし保育	P13
- 入園後の準備物や行事について	P13
6. 一時預かり保育の制度	P13
7. よくある質問（Q&A）	P14
鏡野町保育園・認定こども園・幼稚園所在マップ	P15
鏡野町保育料月額表	P16
入園申込書記入上の注意	P17
入園申込書記入例	P18

1. 保育施設の種類と特徴

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

幼稚園とは、「学校教育法」に基づくこどもが初めて出会う“学校教育の場”です。幼児の発達を踏まえて、集団生活の中で一人ひとりの生きる力の基礎を育みます。

認定こども園（幼稚園部）とは、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、就学前のこどもに幼児教育と保育の両方を提供する施設です。鏡野町の場合、3～5歳の教育を希望する児童と、保育を必要とする児童と一緒に生活を行い教育・保育を受けます。

また、保護者の就労等の状況が変わった場合は、保育園部への利用に変更することもできます。

幼稚園

園 名	所在地	電話番号	利用定員
郷幼稚園	鏡野町薪森原 721-1	0868-54-0407	30 人

認定こども園

園 名	所在地	電話番号	利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	20 人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	20 人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

◆入園資格

鏡野町に住所を有し、園での集団生活が可能な児童
転入予定の場合、入園月の 1 日に住民票が鏡野町にあること。
（保護者の就労の有無等を問いません。）

◆保育対象年齢

3 歳児 令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児 令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児 令和 2 年 4 月 2 日 ～ 令和 3 年 4 月 1 日生まれ

◆休園日

土曜日、日曜日、国民の祝日・休日
規則等で定める休園日（学年始め・夏季・冬季・学年末） ※預かり保育あり

◆教育時間・保育時間

幼稚園：8：30～14：00
※3歳児は5月上旬までは、午前中教育になり、午前 11 時 30 分に降園します。
認定こども園：8：30～13：30
預かり保育（延長保育）：17：00まで（夏休みなども利用できます。）

◆保育料

無償

◆給食について

幼稚園：郷幼稚園へお問い合わせください。
認定こども園：給食費 月額 3,500 円が必要です。
※8月はいただきません。



保育園・認定こども園（保育園部）

保育園、認定こども園（保育園部）の保育施設は、就労や病気のために、児童を家庭で保育できない保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

利用できる方は、「入園できる要件」（P4参照）のいずれかに該当する必要があります。該当しない場合は保育園、認定こども園（保育園部）の利用はできません。

保育園

園 名	所在地	電話番号	利用定員
鶴喜保育園	鏡野町下森原 290-1 (移転予定)	0868-54-0411	60 人 (令和 7 年度現在)
香南保育園	鏡野町香々美 834-1	0868-56-0050	40 人
奥津保育園	鏡野町女原 113-4	0868-52-2007	40 人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

認定こども園

園 名	所在地	電話番号	利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	150 人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	130 人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

◆入園資格

鏡野町に住所を有し、保護者が「入園できる要件」（P4参照）のいずれかに該当
転入予定の場合、入園月の 1 日に住民票が鏡野町にあること。

◆保育対象年齢

生後 7 ヶ月から就学前まで

◆休園日

日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）、
運営規程で定める休園日

◆保育必要量（利用できる時間）の認定

保育を必要とする事由（P4参照）によって保育必要量（P5参照）が決まります。

◆保育時間

保育標準時間 7：15～18：15（11 時間）

保育短時間 8：00～16：00（8 時間）

延長保育（時間外保育）

平日（月～金） 19：00 まで

土曜日 18：15 まで

※詳しくは、P5～6 をご確認ください。

※保育園によって異なる場合があります。

◆保育料

2 歳児以下のクラス：保護者等の市町村民税の課税額に応じて保育料を決定します。

3 歳児以上のクラス：無償（給食費月額 4,500 円が別に必要です）

※詳しくは P12 をご確認ください

2. 利用できる方

教育・保育給付認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。教育・保育給付認定とは、小学校就学前のこどもを持つ保護者が幼稚園・保育園・認定こども園の利用を希望する場合、教育・保育の必要性等を鏡野町が認定するものです。教育・保育給付認定は保育の必要性の有無と年齢に応じて、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」のいずれかに区分され、認定区分によって利用できる施設が分けられます。

認定区分

認定区分	要 件	利用できる施設
1号認定	満3歳から小学校就学前のこども	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)
2号認定	満3歳から小学校就学前のこどもで、保護者が下記の「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育を必要とする場合	保育園 認定こども園 (保育園部)
3号認定	満3歳未満のこどもで、保護者が下記の「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育を必要とする場合	

(注) 認定中に満3歳に年齢到達した場合の変更手続きは不要です。満3歳の年齢到達後に2号認定の支給認定証を鏡野町から送付します。

入園できる要件（保育を必要とする事由）

「2号認定」、「3号認定」の認定にあたっては、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが認定の要件となります。

「保育を必要とする事由」	
就労	家庭外、または家庭内で月48時間以上仕事をしている場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
妊娠・出産	出産予定月の前2ヶ月及び産後2ヶ月の場合
疾病・障害	保護者の病気やけが、又は心身に障害がある場合
介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護・看護
災害復旧	火災、風水害、地震等の被災により家庭を失った、破損したなどのため、その復旧している間
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っている場合 ※入園後90日以内に勤務先を決定してください。特別な理由なく勤務先が決まらない場合は、「家庭保育可能」とみなし退園になりますので予めご了承ください。
就学	就学(職業訓練校における訓練を含む)の場合
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業	育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 ※育児休業後の職場復帰による入園の場合は、原則として職場復帰の月からの入園となります。
その他	その他、上記に類する状態であると町長が認めた場合 ※育児、家事及び集団教育目的のみでは該当となりません。

入園承諾期間・保育必要量（利用できる時間）

「2号認定」、「3号認定」の場合、保育を必要とする事由により保育必要量（利用できる時間）が、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする事由	入園承諾期間	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
		11 時間以内	8 時間以内
(☆) 就労	入園が必要と見込まれる期間 (就労が続けば年度末まで) ※年度途中、退職等により保育を必要としなくなった場合は退園。	○	○
妊娠・出産	産前 2 ヶ月～産後 2 ヶ月の月末 ※産後の肥立ちが悪く家庭保育が困難な場合は、必要と見込まれる期間について継続入園が可能。 <u>(医師の証明等が必要)</u>	○	×
疾病・障害	入園が必要と見込まれる期間 ※医師の証明や、療養の状況等がわかる書類	○	×
(☆) 介護・看護	入園が必要と見込まれる期間 ※介護・看護を必要としなくなるまで	○	○
災害復旧	入園が必要と見込まれる期間	○	×
求職活動	90 日間	×	○
(☆) 就学	就学期間中	○	○
虐待等	入園が必要な期間	○	×
育児休業中	入園が必要と認める期間 ※承諾期間内に勤務証明書などを提出されれば、継続入所が可能。承諾期間内に就労されなければ、退園。 ※次の「育児休業中の方について」をご確認ください	×	○

注 1 保護者が 2 人いる場合、それぞれの認定の有効期間のうち、期間の短い方が適用されます。

注 2 (☆) の申込理由については、該当する時間により保育必要量が異なります。

月 120 時間以上 → 「保育標準時間」

月 48 時間以上 120 時間未満 → 「保育短時間」

注 3 保護者のいずれか一方が保育短時間に区分される場合は、「保育短時間」となります

注 4 認定の有効期間中であっても、保護者の状況が変わった場合（保育を必要とする事由が変わった場合）には、保育必要量が変わることがあります。

■延長保育（時間外保育）

○延長保育の実施時間

（１）保育標準時間に認定された児童

平日（月～金） 18：16～19：00

（２）保育短時間に認定された児童

平日（月～金） 7：15～7：59 16：01～19：00

土曜日 7：15～7：59 16：01～18：15

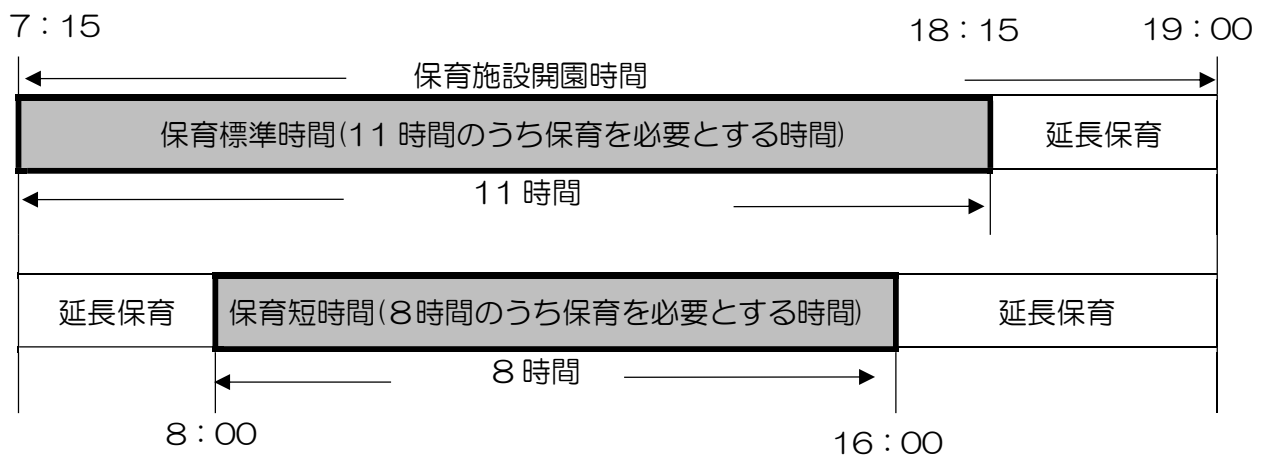
○延長保育の利用料

1時間につき200円

※標準時間…1ヶ月上限額3,000円

短時間…上限はありません

■利用できる時間のイメージ（平日）



※保育必要量は、保護者の勤務時間、通勤時間なども考慮して認定します。

※土曜日の保育施設開園時間（延長保育）は、18：15までです。

育児休業中の方について

育児休業中の場合、原則として、「保育を必要としない」とみなします。

ただし、年度途中に育児休業を取得する場合、その休業開始前既に入園している
下記に該当する児童については、利用継続が可能です。

5歳児、4歳児、3歳児の場合	利用できる時間は 保育短時間 となります。 認定こども園保育園部に入園中の園児は原則幼稚園部へ変更になります。
0歳児、1歳児、2歳児の場合	原則として 家庭での保育 をお願いします。 ただし、個別の事情がある場合は相談をお受けします。
その他	- 発達上環境の変化が好ましくないと認められる児童。 - 家庭保育では虐待の危険性があると認められる児童。

※ 育児休業中に利用継続する場合は、「育児休業中の保育園の利用継続申立書」に「就労証明書」または「育児休業期間取得証明書」を添付して届出が必要です。

3. 入園までの流れ・入園申込について

令和7年10月3日（金）から	入園申込に必要な書類の配布開始 鏡野町ホームページへ掲載（ダウンロード可能）
令和7年10月16日（木）から 11月11日（火）まで	入園申込に必要な書類の提出期間
令和8年1月中旬予定	審査（入園選考・利用調整） 入園の決定 入園説明会案内の送付
令和8年2月中旬予定	入園説明会（各園にて）
令和8年3月中旬予定	支給認定証、入園承諾書の送付
令和8年4月から	入園（利用開始）
令和8年4月中旬・9月中旬	保育料決定通知書送付

入園申込期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に園を利用したい方

令和7年10月16日（木）～ 令和7年11月11日（火）

※育児休業後の職場復帰、出産・転入予定などにより、年度途中での入園を希望される場合も入園申込期間内に必ず申し込みをしてください。入園申込期間を過ぎた後も受け付けますが、期間内に申込みされた方を優先して選考します。

※必要書類がそろっていないと受付ができませんので、記入漏れや書類の添付不備が無いようご確認ください。書類の提出が遅れる場合は子育て支援課または町内保育園、認定こども園に必ず連絡をください。

※兄弟姉妹の書類はまとめて提出してください。2人以上の入園を希望する場合の添付書類は、入園する第1子の入園申込書に添付し、第2子以降の入園申込書右上に第1子名を記入してください。

受付場所・問い合わせ先

子育て支援課（0868-54-2991）または町内幼稚園、保育園、認定こども園（P2～3参照）

※直接お持ちいただくことが難しい場合は子育て支援課までご相談ください。

入園決定について

※申込みの状況により、受け入れ可能人数を超えた場合や保育の体制が整っていないなど、希望する施設を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

※入園決定は、申込みの先着順ではありません。保育の必要性の高い児童から入園選考により決定をします。なお、優先順位の決定ができない場合は抽選による選考を行う場合があります。

※第1希望の施設に入園ができない場合は、第2・第3・第4・第5希望の施設で引き続き利用調整を行います。

入園申込に関する留意事項

■特別な支援を必要とする児童について

食物アレルギー、障害児や医療的配慮（たん吸引等）など特別な支援を必要とする児童の場合、希望する保育園等の保育環境により入園が難しいこともあります。入園申込みの前に子育て支援課にご相談ください。

また、児童の心身の状態や発達について気がかりな点など、健診や医療機関の受診で指摘されたことがある場合は、「児童状況票」に必ずご記入ください。

■転入予定の場合について

現在町外にお住まいで、利用開始日までに鏡野町に転入予定の方は、転入前に申込みをすることができます。入園申込期間中に、鏡野町の申請書類を用いて申込みをしてください。申請書類の住所欄には、現在の住所・鏡野町での住所（予定可）・転入予定時期を必ずご記入ください。（P10 参照）

■その他

保育園・認定こども園（保育園部）は、家庭保育ができない時間帯（基本的には認定時間内）にお預かりする施設です。児童の育ちには、保護者の方と過ごす時間がとても大切です。お仕事がお休みの日など、ご家族で過ごすことができる日はご家族でお過ごしください。

町外の保育施設（保育園・認定こども園・幼稚園など）を利用したい場合について

■事前手続き

町外の保育施設を利用したい方は、あらかじめ希望保育施設のある市区町村の保育園担当課に、下記の内容についてご確認ください。

- ①住民以外が利用する場合の条件
- ②希望保育施設のある市町村の申込締切日
- ③希望保育施設の空き状況
- ④必要な提出書類や提出先、利用申込について注意すべきこと

■申込書類

鏡野町の様式

（希望保育施設のある市町村からの指示に従ってください。）

■申込先

鏡野町役場 子育て支援課

（希望保育施設のある市町村からの指示に従ってください。）

■申込締切日

希望保育施設のある市町村の申込締切日の 1 週間前まで

※締切に間に合わない場合は、ご相談ください。

■利用調整の結果連絡について

希望保育施設のある市町村から連絡を受けて、鏡野町から保護者へ連絡します。

※鏡野町内の入園までの流れと異なりますのでご注意ください。

■鏡野町内の保育施設と町外の保育施設を同時に申込みしたい場合について

入園申込書の第 1 希望から第 5 希望の欄に希望する園を順にご記入ください。

※第 1 希望から順に入園選考を行います。市町村ごとに入園選考の時期や方法が異なるため、第 5 希望までの全ての園が選考対象になるとは限りません。詳しくは、担当者へお尋ねください。

提出書類一覧

提出書類がそろっていることを必ずご確認ください。そろっていない場合、受付ができません。

提出書類	保育園 認定こども園 (保育園部)	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)
支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園入園申込書	○	○
児童状況票	○	○
入園申込確認書 ※申請児童が複数の場合は、提出部数 1 部	○	○
保育を必要とする事由を証明する書類 ※下記の「(1) 保育を必要とする事由を証明する書類」を参照 ※申請児童の保護者（父・母）それぞれについて、利用希望開始日時点の状況（予定含む）に該当する書類を提出 ※申請児童が複数の場合は、提出部数 1 部	○	
個人番号届出書 ※下記の「(2) 利用者負担額（保育料）算定に必要な書類」を参照（幼稚園のみ希望の場合は、不要）	※該当者のみ	※幼稚園部の 該当者のみ

(1) 保育を必要とする事由を証明する書類

保護者（父・母等）の状況	必要書類
就労（就労予定を含む） （雇用、自営業、農業に従事）	就労証明書 ※保護者の勤務先に作成を依頼してください。 事業所によっては作成に時間がかかる場合があります。
妊娠・出産	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ※母子手帳の写し等（保護者名と分娩予定日記載の部分）
保護者の疾病・障害	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ※医師の意見書、診断書など ※身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証（介護認定を受けている方）等の写し
親族の介護、看護	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ※身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証（介護認定を受けている方）等の写し
災害復旧	り災証明書
求職活動（起業準備含む）	求職活動状況申立書
保護者の就学 （通学予定を含む）	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ※在学証明書等在学を証明できるもの
育児休業中	就労証明書 ※産休・育休期間、復職予定日等を記載のこと
その他	状況を証するために必要な書類

※保育を必要とする事由に変更がある場合、保育を必要とする事由を証明する書類を必ず提出してください。

※記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

※上記のいずれにも該当しない場合又は判断できない場合は各園又は子育て支援課までお問合せください。

（２）利用者負担額（保育料）算定に必要な書類

■令和８年４月から令和８年８月までに入園の場合

令和７年１月１日に鏡野町に住民登録があり、令和７年度に鏡野町で町民税の課税がある

はい



提出書類なし

いいえ



「個人番号届出書」

R7.1.1 の住民登録のあった住所地を記入
※父母とも必要です。

※令和７年１月１日以前から鏡野町に住民登録のある方で、令和７年度の住民税申告が未済の方は、申告が必要です。

※鏡野町に住民登録のある方で、他市町村の市町村民税の課税対象となっている保護者は「個人番号届出書」も提出してください。

■令和８年９月以降に入園の場合

令和８年１月１日に鏡野町に住民登録があり、令和８年度に鏡野町で町民税の課税がある

はい



提出書類なし

いいえ



「個人番号届出書」

R8.1.1 の住民登録のあった住所地を記入
※父母とも必要です。



入園申込後・入園後における注意事項

- (1) 出生予定で入園申込をされた場合、出生後に子育て支援課まで必ずご連絡ください。
- (2) 鏡野町に転入予定で入園申込をされた場合、転入手続きが終わりましたら子育て支援課に必ずご連絡ください。また、利用希望日前日までに転入されない場合は鏡野町で認定・施設利用ができませんのでご注意ください。
- (3) 希望する施設に空きがなく、入園できなかった場合は、入園保留となります。保留は年度内有効です。希望する施設に入園が可能になった場合はご連絡いたします。
- (4) 入園申込後、入園を希望しなくなった場合、「入園（所）辞退書」の提出が必要です。
- (5) 保育を必要とする事由や住所などの申請内容が変更になる場合は、届出が必要です。次の表をご確認のうえ、子育て支援課又は各園へ届け出てください。

保護者または児童の状況	必要書類
勤務先を変更 勤務の日数・時間が変更	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・就労証明書
退職 求職活動	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・求職活動状況申立書
雇用期間が変更	・就労証明書
産前休暇に入る	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ・母子手帳の写し等（保護者名と分娩予定日記載の部分）
育児休業に入る	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・就労証明書（育休取得期間、復職予定日の記入があるもの） または、「育児休業期間取得証明書」 ・育児休業中の保育園の利用継続申立書
産休育休等の終了、復職	・支給認定変更申請書（教育・保育）
保育時間の変更	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・保育を必要とする事由を証明する書類
結婚した	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・結婚相手の保育を必要とする事由を証明する書類 （保育を必要とする場合のみ）
離婚した	・支給認定変更申請書（教育・保育） ・離婚したことがわかる書類 ※戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書など
転出・退園	・退園（所）届 ※原則、月末退園・月初入園となります。
転園・転部	・退園（所）届 ・支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園入園申込書 ・入園申込確認書 ・保育を必要とする事由を証明する書類 （2号認定に変更する場合）
住所・電話番号の変更	・支給認定変更申請書（教育・保育）
姓が変わった	・支給認定変更申請書（教育・保育）
保護者（納付義務者）が変わった	・支給認定変更申請書（教育・保育）
口座振替の停止	・保育料口座振替停止申出書
支給認定証を汚損・紛失	・支給認定証再交付申請書（教育・保育）
その他家庭状況の変更	在園している園または子育て支援課までご相談ください

※月の途中で保育の利用を必要とする要件や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更となる場合、原則として毎月 25 日までに届出が必要となります。

毎月 25 日までの申請は申請があった月の翌月 1 日から、毎月 26 日以降の申請は申請があった月の翌々月の 1 日から適用となります。そのため、適用となるまでの期間については、変更前の保育要件、保育必要量、保育料が適用となります。

4. 保育料と費用について

0歳から2歳までの保育料

- 保育料は、保護者（父母等）の市町村民税の課税額の合計金額と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数によって決定されます。
- 毎年9月に算定基準額の切り替えを行いますので、保育料が変わる場合があります。「鏡野町保育料月額表」（P16）をご参照ください。
- 生計の中心者が父母以外であると判断される場合は、同居の祖父母等を生計中心（維持）者とし、その額を合算します。
- 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割額の税額控除については保育料の算定上、控除の対象となりません（これらを控除しない税額で保育料を決定します）。

3歳から5歳までの保育料・給食費

- 幼稚園、保育園、認定こども園の保育料は無償です。
無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 給食費（副食費）は保護者に負担していただきます。
ただし、世帯の市町村民税所得割額合計額が77,101円未満の階層、および第3子以降については免除となります。

保育料・給食費（利用者負担額）の納付

- 口座振替をおすすめしています。
口座振替を希望の方は、申し込み用紙を各保育園または子育て支援課でお渡しします。
- 納付書（毎月15日発送）で納付する方は、指定する金融機関、コンビニエンスストア、PayPay、Fami Payでのお支払となります。毎月月末（12月は25日）が支払期限となります。
- 入園期間は原則月単位となります。各月の1日時点で在園している場合は、登園の有無にかかわらず、その月の保育料を全額納付していただきます。保育利用に変更予定がある場合は、速やかに各園または子育て支援課に連絡ください。

保育料・給食費の滞納について

- 当月分の保育料・給食費を期限までに納付いただけなかった場合、翌月20日頃に督促状を発送します。
- 保育料には延滞金（納付期限の翌日から納付の日まで期間に応じて年14.6%）が加算される場合があります。引き続き納付されない場合には、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。
- 上記の督促が行われるほか、児童手当を保育料未納分にあてることがあります。

滞納がある場合、もしくは3ヶ月以上納付約束を履行しない場合は、入園選考にあたり調整指数の減点対象になります。

延長保育料について

- 1時間につき200円がかかります。毎月の保育料とは別途、各園で現金にて集金します。
※標準時間の保護者…1ヶ月上限額3,000円
短時間の保護者…上限はありません

5. 入園後の生活について

ならし保育について

ならし保育は、入園後に児童が集団生活になれることを目的として、保育時間を短縮して保育を行います。このならし保育は、入園日より前に行うことはできません。

ならし保育期間中は通常の保育時間より早めのお迎えとなります。ならし保育の期間（およそ2週間程度）やお迎えの時間については、事前に保育施設とよくご相談ください。

入園後の準備物や行事について

入園説明会にて各園の要覧をお渡ししますので、そちらをご覧ください。前年度までの要覧は鏡野町ホームページ、各園のページからご覧いただけます。

6. 一時預かり保育の制度

一時預かり保育について

保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に家庭で保育をすることが困難な場合、一時預かり保育を利用することができます。利用を希望される方は、各園に直接お申し込みください。

園 名	所在地	電話番号	1日の利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	6人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	6人
鶴喜保育園	鏡野町下森原 290-1	0868-54-0411	3人

◆利用条件

保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所に在籍しておらず、次のアからウまでのいずれかに該当する満1歳以上小学校就学前の児童

- ア 保護者の就労、就学により断続的に家庭保育が困難な場合
- イ 保護者の病気、けが、看護、介護、冠婚葬祭など緊急の場合
- ウ 保護者の育児疲れの解消

※他の園に在園中や感染症等の病気の時は利用できません。

※園の都合等により、お預かりできない場合があります。

◆利用できる日数

原則、週3日を限度とし1ヶ月あたり12日以内

◆保育時間

平日、土曜日とも 午前8時30分～午後5時



◆利用料金

利用区分	保育時間	保護者負担額	
		町内在住者	町外在住者
1日利用	午前8時30分～午後5時	1,800円	3,000円
半日利用（午前）	午前8時30分～午後1時	1,000円	1,800円
半日利用（午後）	午後1時～午後5時	800円	1,200円

7. よくある質問 (Q&A)

Q1. 各園の見学はできますか？

A. 可能です。事前予約制のため、見学したい園へ連絡をしてください。(P2～3 参照)
また、各園で園庭開放を行っていますので、そちらもご活用ください。

Q2. 一時預かり保育と通常の入園は違いますか？

A. はい。一時預かり保育は短期・臨時利用の制度で、通常の入園とは別枠です。一時預かり保育については、P13 をご覧ください。

Q3. 鏡野町内の保育園と他市町村の保育園に同時に申し込むことはできますか？

A. 可能です。入園申込書の第1希望から第5希望の欄に希望する園を順にご記入ください。
(P8参照)

Q4. どのように入園の選考が行われますか？

A. 原則として点数制(基準指数+調整指数)により選考します。保護者の就労時間や家庭状況(ひとり親、介護中など)により点数が加算されます。詳しくは、鏡野町ホームページ「鏡野町の入園選考基準」をご確認ください。

Q5. 兄弟姉妹がすでに入園している場合は入園に有利ですか？

A. 加点対象になりますが、定員の関係で希望が通らないこともあります。

Q6. 選考に落ちた場合はどうなりますか？

A. 残念ながら落選した場合は保留通知が届きます。保留は年度内有効で、希望する施設に入園が可能になった場合はご連絡いたします。また、鏡野町では一時預かり保育の制度(P13 参照)も実施していますので活用をご検討ください。

Q7. 選考に落ちた場合、他市町村の保育園入園を考えています。

A. 町外の保育施設を利用したい方は、あらかじめ希望保育施設のある市町村の保育園担当課へ連絡していただき、鏡野町役場子育て支援課へ必要書類を提出してください。詳しくは、P8 もしくは鏡野町ホームページ「広域入所について」をご確認ください。

Q8. 現在育児休業中です。保育園に入園できない場合、育児休業を延長したいと思っています。必要な手続きはありますか？

A. 勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

Q9. 保育料はどのように決まりますか？

A. 保護者の市町村民税の課税額(所得)に応じて決定します。兄弟姉妹が複数いる場合は減免制度があります。詳しくは鏡野町保育料月額表(P16 参照)をご覧ください。

Q10. 保育料無償化の対象は何歳ですか？

A. 3～5歳は原則無償、0～2歳も住民税非課税世帯は無償です。(P12、P16 参照)

Q11. 長期間園を利用しない場合の保育料はどうなりますか？

A. 月々の保育料は通常通り徴収します。日割り計算はありません。

Q12. 保育料の他ににかかる費用はありますか？

A. 写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。項目や徴収額は保育園によって違いますので、ご不明点は各園にご確認ください。

Q13. 保育時間は何時から何時までですか？

A. 標準時間は7:15～18:15、短時間認定は8:00～16:00です。(P5～6 参照)

Q14. 申し込み後に勤務先や勤務時間、住所などの変更がある場合はどうしたらいいですか？

A. 変更する可能性がある場合は、子育て支援課へ事前にご相談ください。変更することが決まり次第、必要な書類(就労証明書など)を改めて提出していただく場合があります。(P9 参照)